



2025 年 5 月 9 日

各 位

上場会社 フジテック株式会社
代表者 代表取締役社長 原田 政佳
 (コード番号 6406)
問合せ先責任者 執行役員財務本部長 山元 博之
 (TEL 072-622-8151)

取締役会決議無効確認請求訴訟の控訴の取下げに関するお知らせ

当社は、2024 年 10 月 31 日付「取締役会決議無効確認請求訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ」及び 2024 年 11 月 22 日付「当社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社株主である内山高一氏（以下「内山氏」といいます。）より、2023 年 3 月 24 日開催の当社取締役会における決議及び同月 28 日開催の当社取締役会における決議がそれぞれ無効であることの確認を求める旨の訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）を大津地方裁判所に提起されておりましたが、2024 年 10 月 31 日、大津地方裁判所より、内山氏（原告）の取締役会決議無効確認を求める部分の訴えをいずれも却下し、その余の請求を棄却する旨を内容とする判決（以下「第一審判決」といいます。）の言渡しを受けておりました。

これに対して、内山氏は、2024 年 11 月 14 日に大阪高等裁判所に対して控訴（以下「本控訴」といいます。）を提起しておりましたが、当社は、内山氏が 2025 年 5 月 8 日に本控訴の全部を取り下げたこと（以下「本控訴の取下げ」といいます。）を確認しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から控訴の取下げに至るまでの経緯

当社は、2023 年 3 月 24 日開催の当社取締役会において、①海野薫取締役を当社取締役会の議長に選任する旨の決議、並びに②三品和弘取締役、トーステン・ゲスナー取締役及び嶋田亜子取締役を指名・報酬諮問委員会の委員に選任する旨の決議をし、また、同月 28 日開催の当社取締役会において、内山氏を当社の会長職から解職すると共に、当社と内山氏との間の一切の契約を解除する旨の決議（以下「本件各決議」といいます。）をしましたところ、内山氏は、2023 年 5 月 10 日、取締役会の招集手続違反、通訳の不存在、特別利害関係を有する取締役が決議に加わったことを理由として、本件各決議の無効確認を求めて本件訴訟を提起しました。その後、内山氏は、2023 年 10 月 24 日付で訴えの一部を変更し、当社が内山氏に対して会長職に係る委任契約に基づく報酬として金 390 万円及びこれに対する遅延損害金を支払う旨の請求を追加しておりました。

第一審で大津地方裁判所は当社の主張を全面的に認め、内山氏の訴えを却下し、請求を棄却する判決を言い渡しましたが、内山氏は、第一審判決の全部に不服があるとして本控訴を提起しておりました。

2. 控訴の概要

- (1) 裁判所 大阪高等裁判所
- (2) 控訴提起日 2024 年 11 月 14 日
- (3) 控訴の内容 本件各決議無効確認請求
委任契約に基づく報酬支払請求
訴訟費用を当社の負担とする旨の請求

3. 控訴を提起した者

- (1) 氏 名 内山 高一
- (2) 住 所 兵庫県西宮市

4. 本控訴が取り下げられた日

2025 年 5 月 8 日

5. 今後の見通し

本控訴の取下げにより、当社の主張を全面的に認める第一審判決が確定しました。
本控訴の取下げによる当社業績への影響はありません。

以上